

総会

配布：一般

2014年1月21日

原文：英語

人権理事会

第20特別会期

2014年1月20日

人権理事会により採択された決議

S-20/1

中央アフリカ共和国における人権状況および人権分野における技術援助

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言および他の関連する国際文書に基づき、

2006年3月15日の60/251および2011年6月17日の65/281の総会諸決議を想起し、

2007年6月18日の、人権理事会の制度構築に関する5/1、および人権理事会の職務権限保有者の特別手続のための行動規範に関する5/2の理事会諸決議もまた想起し、そして職務権限保有者が、これらの決議およびその付属文書に従って彼/彼女の義務を果たすものとすることを強調し、

2013年6月13日の23/18および2013年9月27日の24/34の理事会諸決議を更に想起し、

中央アフリカ共和国の主権、独立、領土保全および統一に対する理事会の強い公約を再確認し、

法および秩序の総合的な崩壊、法の支配の欠如と宗教的並びにセクト間の緊張、とりわけ2013

年 12 月に生じてそして数多くの文民の死をもたらした共同体間の暴力、により性格付けられる、中央アフリカ共和国における治安状況の継続している悪化に深く懸念し、

国際人権法の多様なまた増加している侵害と虐待、特に、処刑、強制失踪、恣意的な逮捕や勾留、拷問、女性と子どもに対する性的暴力、レイプ、子ども兵士の勧誘および文民に対する攻撃に関するもの、にもまた深く懸念し、

全ての国家は、自らが当事国である憲章、世界人権宣言、人権に関する国際規約および他の関連する国際人権文書に記されている人権並びに基本的自由を促進し且つ保護する義務の下にあることを再確認し、

中央アフリカ共和国におけるアフリカ人主導の国際支援ミッションの展開を含む、中央アフリカ共和国における状況に関して、2013 年 12 月 30 日に、バンジュールで、国家元首および政府の長のレベルで開かれた、アフリカ連合平和および安全保障理事会の第 411 回会合での同理事会のコミュニケを歓迎し、

2013 年 12 月 12 日から 24 日までの中央アフリカ共和国に対する国際連合人権高等弁務官事務所への派遣団もまた歓迎し、そしてその調査結果に留意し、

中央アフリカ共和国における平和の強化のための中部アフリカ諸国経済共同体使節団および中央アフリカ共和国における状況に対処するために提供された国際援助を称賛し、

中央アフリカ共和国におけるアフリカ人主導の国際支援ミッションを強化するため、アジス・アベバにおける 2014 年 2 月 1 日の資金供与国会議を準備する活動を歓迎し、

遅滞なく政治的危機を解決するためにその努力を継続する国民移行評議会および中部アフリカ社会のあらゆる部門を招請した、中部アフリカ諸国経済共同体の国家元首および政府の長の第 6 回特別会期の 2014 年 1 月 10 日の最終コミュニケもまた歓迎し、

説明責任、和解および国家機関と法の支配の再確立を目的とした包括的な国の取組を奨励し、

そして異教徒間および共同体間の対話の重要性をこの文脈において強調し、

2013年1月1日以降の全ての当事者による中央アフリカ共和国における国際人道法違反、国際人権法違反および人権侵害の報告を直ちに調査するため国際的な事実調査委員会を迅速に設立する事務総長の取組に留意し、

1. 全ての関係者により実行された継続的且つ広範な人権侵害と虐待を強く非難し、またそのような侵害や虐待の実行者は、責任を問われそして訴追されるべきことを強調する。

2. 全ての当事者によるあらゆる人権侵害および虐待並びに暴力行為の即座の停止、そしてあらゆる人権および基本的自由の厳格な遵守、並びに同国における法の支配の回復を要求し、またこれに関連して全ての当事者に国際人権法の下での自らの責任を思い出させる。

3. 中央アフリカ共和国の全ての当事者に対し、全ての文民、とりわけ女性と子どもを性的暴力から守ることを促す。

4. 援助を必要としている全ての人々に対する国際連合および人道組織に対する人道的アクセスを促進する全ての当事者にとっての、また難民および国内避難民に対して適切な人道援助を提供し続けそして中央アフリカ共和国における人道危機に関連した課題に対応し続ける人道組織にとっての、必要性を強調する。

5. 中央アフリカ共和国における国内避難民のまた難民の悲惨な条件に深刻な懸念を表明し、そして国際社会に対し、暴力から逃れてきた者、特に女性、子どもおよび障害者の保護と彼らに対する援助を確実にするため、国家当局並びに近隣の受け入れ諸国を援助することを求める。

6. 中部アフリカ諸国経済共同体、アフリカ連合、国際連合およびその機関、並びに中央アフリカ共和国の協力機関の中央アフリカ共和国の国内当局に対する継続した援助に対して、これらを称賛し、そして国際社会および全ての関連する利害関係者に対し、中央アフリカ共和国における平和、安定並びに安全を回復することにおいて同国を支援するその取組を強化することを奨励する。

7. 国際社会および全ての関連する利害関係者の支援に対して、中央アフリカ共和国の国内当局の緊急の財政的、人道的並びに技術的必要性に応じることを要請する。

8. 中央アフリカ共和国における人権状況に関する独立専門家を任命することの緊急性を強調し、職務権限の即座の運用化を要請し、そして独立専門家に対し関連する人権メカニズムと協力することもまた要請する。

9. 全ての当事者に対し、独立専門家と十分に協力することを求める。

10. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、独立専門家の職務権限を果たすために必要な財政的および人的資源を彼／彼女に提供することを要請する。

11. 独立専門家に対し、中央アフリカ共和国への緊急訪問を行うこと、人権理事会の第 25 会期に同理事会に対し状況について口頭で最新情報を示すこと、そして理事会決議 24/34 に従って、その第 26 会期に理事会に一次報告書を提出することを要請する。

12. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 2 回会合

2014 年 1 月 20 日

[投票なしで採択]